

令和 5 年度 第 2 回 山梨県地域職業能力開発促進協議会

日時 令和 6 年 2 月 22 日

場所 山梨職業能力開発促進センター

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議題

(1) 山梨県地域職業能力開発促進協議会要綱の改正案について
山梨労働局より説明

○会長：事務局より要綱改正の説明をしていただきました。これに関して質問のある方がもしいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。

○構成員：(給付率に) 20%～50%という範囲があったが、これに対する区分があれば教えていただきたい。

○事務局：そちらにつきましては、資料 NO.11 になりますと、通しのページ番号で申しますと 26 ページになります。こちらで 3 種類のコースがありまして、専門実践教育訓練が 50%、特定一般教育訓練が 40%、一般教育訓練が 20%ということになっております。ご承認いただいたらこの資料で、後ほど詳しくご説明いたします。

○議長：他にございますでしょうか。よろしければ拍手で承認をお願いします。

拍手多数（承認）

(2) 最近の雇用情勢について

(中略)

(3) ハロートレーニングの実施状況について

事務局より、令和 5 年度の公共職業訓練、求職者支援訓練に係る受講者数、開講コースの充足数、就職者数等の状況について説明。

(4) 令和 6 年度山梨県地域職業訓練実施計画（案）について

事務局より、令和 6 年度の公共職業訓練、求職者支援訓練に係る実施計画を説明。

○議長：続いて議題の (2)～(4) を続けてご説明いただきました。これから質疑に入りました

いと思います。順番にやって行った方がよろしいかと思いますので、まず（2）の最近の雇用情勢等についてご意見、ご発言お願ひいたします。

なければまた、先へ進んだら広がってきて改めてご質問して、これが聞きたかったというようなことが出てくるかもしれませんので、なかなか雇用情勢をどうしてだとか言っても、なかなかそれに向いた答えは難しいかと思いますけれども。また後ほどご意見をいただきたいと思います。

続いて（3）のハロートレーニングの実施状況について、ご意見いかがでしょうか。資料は、皆さんは事前にご覧になっていたいはいる。今日初めてではないですか。

○：事前に伝わっています。

○議長：ですよね。だからよろしいかと思いますけど。またご意見をぜひお聞かせいただきたいと思います。

続きまして（4）特に来年度に向けての訓練実施計画ということで、これに則って来年度は実行されるということになる、極めて重要な計画案でございますので、ご意見をお願いしたいと思います。

○構成員：山梨県分について伺いたいです。21 ページ、公共職業訓練の在職者訓練に山梨県のコース 110 コース 2,400 の定員で実施すると書いてあります。対して 5 年度の状況というのは 16 ページの（2）の①中ほどですか。在職者訓練が山梨県分としては 973、これが今年度の数字だと。それに対して来年は 2,400 という非常に、ある意味大幅拡充という点で、DX 等々大分盛り込まれているということだと思うのですが、そこで 5 年度の状況、それを踏まえて 6 年度として、どんなところに重点をして拡充していくのか、それについて教えていただきたいと思います。

○事務局：5 年度 1 月末時点では定員が 1,629 となります、これから累計に 2 月、3 月分もプラスされますので、若干定員数も増えるところです。

在職者訓練につきましても、定員は動向や、時流を踏まえながら、来年度計画に反映するよう進めております。訓練科についても基本的には、例年好評であるものを引き続きやることが多いですが、DX 関係、デジタル人材育成の分野を増やしていくという取り組みの動向もありますし、在職者訓練は、県が始めますキャリアアップ・ユニバーシティと連携した講座として実施する計画としています。

○会長：一般的に来年度を決めるのに、昨年度の実績に基づいて決めているね。それはどうやって決めているのかと。あるいはもっと増やすとか減らすとか、何人まではいいかとか色々基準があるでしょう。その辺を教えてもらえると。

○事務局：在職者訓練ですが、決め方としましては、コースの内容については今ご説明したとおり、基本的には今年度好評だったもの、定員充足率が高いものというのを引き続き設定していくのですが、定員は予算等々の兼ね合いも含めて、その中で MAX 取れるような定員数でということで、来年度は 2,000 なにがしというような人数にしています。

キャリアアップ・ユニバーシティも始まりますので、在職者の方が受ける訓練ということに関しましては、キャリアアップ分と在職者訓練分で並走していくようなイメージにはなると思うのですけれども、予算と好評だった訓練、またデジタル分野というところは県、国共に積極的に増やしていきましょうというところがありますので、このような兼ね合いで決定をしております。

○構成員：端的に 5 年度の定員は何人だったですか。

○事務局：5 年度の総合実施計画ですと 2,423 人が定員ということになります。

○構成員：そうすると定員の総数は変わらないけど、中身の方を変えていく。そういうイメージでいいですか。

○事務局：そういうイメージです。

○構成員：この会議もそうですけど、口を開けば DX しか今言わない状態になっていて、非常に最重要課題でやっているので、そういった DX 系のものが何かしら増強されているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局：訓練数はさほど変わらないですけれども、中身はカリキュラムの方で、定員が割れているものについては廃止して、新たに DX のデジタル人材の育成のコースであったり、キャリアアップ・ユニバーシティに連動したコースなどを検討して増やしていく方針です。

○構成員：最後に一点だけ。後でご説明があるかもしれないんですけど、キャリアアップ・ユニバーシティというものの概念、その体系にあるいろいろな DX も含めて講座は、これとダブルカウントというふうに考えるのか。それともまた別にあるのか。ここはどうなんでしょう。

○事務局：キャリアアップ・ユニバーシティで企画する講座もありますが、今まで県でやっている在職者訓練や、ポリテクセンターが実施している訓練も連携して実施する方向で検討しております。

○構成員：連携とかではなくて、例えばここにある塩山キャンパスの DX の入門講座は、当然こちらの計画にも載っているし、キャリアアップ・ユニバーシティの方でもその一部だという説明をすること。

○事務局：そういうことです。

○構成員：分かりました。ありがとうございます。以上です。

○議長：他にございませんでしょうか。気になる点とか、聞いてみたい点、あろうかと思いますけれども。

そうしますと、来年度の訓練実施計画（案）というものに対して承認を得るということになるのですけれども。ざっと見て、詳しくはなかなか見てないところがありますでしょうけれども、労働局や他も含めて、昨年までの実績に基づいて、山梨県の職業訓練に関しては、来年度をこうしたらしいだろうと考えた上で、計画案を練っておりますので、それをぜひ信頼していただいて、山梨の職業訓練を来年度成功させると、そういう考えがございますので、信頼していただきたいというふうに私からもお願いします。

6 年度はここで承認を取りたいと思いますので、よろしければ拍手でもってお願ひいたします。

拍手多数（承認）

ありがとうございました。

そういたしましたら次、議題（6）につきまして、ご説明を事務局の方からお願ひいたします。

（6）職業訓練効果、検証（ワーキンググループ）の対象訓練分野について
事務局より、対象訓練分野について、営業・販売・事務分野を提案。

○議長：職業訓練の検証の対象分野は営業・販売・事務分野で実施してよろしいでしょうかと。よろしければこれも拍手をお願いするということで。

拍手多数（承認）

ありがとうございました。

続きまして、議題（7）の山梨県における教育訓練給付制度の実施状況について、事務局から引き続きお願いします。

(7) 山梨県における教育訓練給付制度の実施状況について
事務局より、教育訓練給付制度及び山梨県の状況を説明

○議長：ありがとうございました。

そうしましたら、続けて説明をいたしますか。その後質疑を(7)(8)に関してはお受けしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

(8) 山梨県のキャリアアップ・ユニバーシティ構想について
事務局より、令和5年度の講座及び令和6年度講座の全体像を説明

○議長：このユニバーシティ構想というのは、今年から。

○事務局：構想が策定したのは昨年度末で令和5年の3月になります。

○議長：訓練給付制度とユニバーシティ構想につきまして、ご発言をお願いします。

○構成員：教育訓練給付のお話では、先ほどもご説明いただいたのですが、もう少し突っ込んで聞きたいところがありまして、32ページですか、令和4年度給付の受給者数と支給額ということで、残念ながら山梨県はこの特定一般プラス一般ですか。この支給額で見ても断トツに最下位。先ほど施設、指定の方は東京本社がという話もあったのですが、結果として額で見ると桁が1つ違うぐらい少ないというふうな現状なのかなと見ております。

まずは、ここをどのように分析をされているのか。これは4年度ですが、5年度は何かいい話があるのか。あとはどういう形でここを補強していく。周知の部分と施設の指定の部分と両方あると思うのですが。東京チェーンで本社が東京というと、結局、支給額が出ていないということは、使われてないということに間違いないと思うのですが、その分析をもう少し突っ込んで伺えればと思います。

○事務局：32ページの表の給付額についてですが、こちらは専門実践教育訓練と特定プラス一般ということで2つ分かれておりまして、この特定一般と一般という方は、確かに桁が1つ違う形。専門実践の方は比較的と言いますか、支給額としては多いと思います。

要因としましては、専門実践の支給額が多い方の制度につきましては、126人受けられています。その内、業務独占資格、あるいは名称独占資格といった講座の受給者が111人となりまして、これは甲府市内の看護学校が2つ指定を受けておりまして、被保険者期間2年あれば受けられますので、例えば中途で看護師になりたいという方も、要件はハードルが低いですし、実際に学校もありますし、受ける方が多いということだと思います。

一方、一般、特定一般につきましては、やはり学校が少ないというのは大きな要因だと考えております。現在、e ラーニングが発達しておりますので、多様な講座が e ラーニングで受けられるということはあるとは思いますが、例えば自動車運転免許関係の、大型自動車免許とか、中型とか、そういう免許関係は近くに拠点が無いと、実際利用にまで至らないということがあると思います。この都道府県別の表というのも、労働局の方でも今年度初めて厚生労働省から提供されたものでして、状況を把握できていなかった点もあるのですが、早速、今年度中にいくつか、特に 2024 問題で運転手の不足が懸念されている状況ですので、教習所の関係は、教習所の団体と個別の教習所に要請しまして、複数の講座を新規に登録申請していただいて、申請が通れば 4 月からは追加される予定ではあります。これからも働きかけを行っていきますが、今まで講座の周知につきましては、厚生労働省の方で経済産業省とコラボして、あるいは業界の団体に働きかけていく中で、全国的な周知を一律行ってきたわけですが、なかなか労働局としては動いたのが今年度くらいということになりますので、数が少ない状況ではありますが、周知を考えております。

労働者への周知ということにつきましては、ハローワークにこの指定講座の一覧が配置してあり、インターネットサービスで見られるようになっております。制度が始まったころは、教育訓練給付というのは 1 種類しかなかったのですが、最初の頃は、県内の指定講座も、もう少しあったと思うのですが、利用者が減少ってきてこの数字になってしまったのかなというところです。これは現在の数値としては、特段何かキャンペーンを行って周知するということではなくて、制度の 1 つとして、雇用保険の制度を案内するときには、この制度もセットで案内しています。

○議長：もっと端的に言って、例えば 29 ページのグラフで、指定講座数がこんなに少ないのは、要するに山梨は人口が少ないんですよとか、そういうことを端的に言っていただければ結構です。

○事務局：人が少ないという面もあるとは思いますが、例えば島根県とかと比較しても少ない状況がありますので、都心まで通えるという面もあるのですけれど、指定講座が相対的にも絶対的にも、かなり少ないとは考えております。

○構成員：結局、都道府県別に並べてみたらびっくりしちゃったというところが実際のところだと思いますね。この数字はもうこれはこれで受け止めて、結局指定講座を増やすのと周知を図ると両方やらなければいけないんだろうなというのがあって、講座がなければ受けようがないでまずは講座を増やす。資格を取るとか、そういうのが要件としては出てくるんですね。そこで既存の県の産短大とか技専とかもあるので、そういう既存のもので該当するものを洗い出すというような作業というのはされているのでしょうか。先ほど開拓する余地はあるという話だったので。

○事務局：既存の講座の開拓ということは、まずは教習所にあたったところですが、既存の指定の講座の中で、一般教育訓練給付に山梨県立大学大学院様の Web 講座が登録がされておりますので、教育機関の方もそういった制度があって、認定が受けられるということは、ご承知はされているとは考えています。

○構成員：結局これは受講をする、あるいはその学校にいる人もこの給付を受けられる可能性があるわけで、ぜひそこは積極的に講座の指定をした上で、それを PR する。で、我々も団体の事業者 18,000 社ぐらいありますので、周知の方は十分協力できるとは思うのですが、まずは講座が無いことにはしようがないので。

いろんな所の講座でも、結局定員に満たない所がいっぱいあって、短大なんか定員が割れてしまう所もあるわけで、もしそれが指定されてこれが受給できるとなればお互いに Win-Win の話になるのではないかということで、再々申し上げているとおり、講座の掘り起こし、それから周知、両面でぜひ進めていただければと思います。

○構成員：今ほどの関連になるのですけれど、指定講座の状況で 15 件ということで、これは先ほどから言われている登録申請の枠が少なかったからこういう結果になったのか、逆に登録申請をする枠というのは、山梨としての上限があるのか無いのか、申請をすればそれだけ出てくるのか。あとニーズによっても、先ほどお話をあったと思いますけど、様々な所にニーズはあると思います。そこの集約はこれまでどうやっていたのかというのを教えてもらいたいと思います。

○事務局：講座を申請するにあたっての上限と言いますか、そういった縛りがあるかということですが、特に上限はありませんので、1 つの学校で、何件か指定を受けているような所もあります。

ニーズの集約ですが、今まで特に厚生労働省本省の方で申請の受付を行っておりまして、労働局は労働者から申請があった場合に支払うという分担で行っておりましたので、今まで組織的にニーズの集約ということを行ったことは無いと思います。

○構成員：やはり結果的に、この数字が出てきたということは、PR 不足が一番の原因というふうに捉えたほうがいいですか。

○事務局：PR 不足という面はあると思います。もう 1 つ、周知を行った際の感触としまして、ある資格について、特定の施設のシェアが県内で 6 割、7 割ということで、なかなか競争が働きづらいといいますか、進まない状況も、他県と比較してあるのかなと思っております。

長野県ですと同じ資格でも県土が広いということもあるかも知れませんが、複数登録がありましたので、競争が少ない点もあるとは考えております。周知広報自体は厚生労働省で一律に行っておりますので、都道府県ごとの差は無いと考えています。

○構成員：全体を通しては特にないですけれども、今話題になっている教育訓練給付ですね。やはり山梨県独特の基準があるのだと思います。というのが、この教育機関、受け皿そのものの数が、おそらく他県と比べても少ないのでかなと。これはたぶん分析する際には、人口類似県である鳥取、島根、福井、佐賀辺りの申請状況ですか。施設数とその内容を見てもらえば分かると思います。やはりニーズの高そうなのは輸送関係、あるいは医療、介護辺りの学校かと思いますが、この辺の数が少ないのでかなというのが私の感触です。

あと他の分野に行けば、資格関係ではその受け皿の教育機関そのものが少ないのでないかなと思っていますので、他県と比べて力の及んでいない部分にしっかり周知していただければよろしいかと思います。

○構成員：全体を通じてまず、我々は何をしなければならないのかといつても、中々この会議は難しいんですね。先ほど計画のところで人数が妥当かどうかという話があるのですけれど、この辺はもう我々が判断できるようなところではないですが、この設置要綱を見ると、私どもの役割というのは、内容がどうなのか、どんなことをしていてそれがいいのか、ということを、判断すべきのような気がしますので、実は講座が何講座あって何人募集しますと言われても、もう我々の役割からするとちょっと判断しにくい。それよりもこういう考え方で、来年はこういうところに注力して講座をして行きますというような計画の方が、この要綱の趣旨に沿った私どもの役割として、判断ができるのかなというふうには思いました。

それからもう 1 点ですけれども、実はコロナでみんなマスクをしてマイクを使うと、結構聞きにくいんですよね。ですので、発言の際はマスクを外して発言をしていただければありがたいかなと思います。

それからもう 1 点、議長に要望でもないですけれども、先ほど指定講座の話ですけれども、やはり大学がこれからリカレント教育みたいな中では、この制度を利用してそこを強化するということも必要なのかなと思うのですが、大学として、こういった制度への積極参入をしていただいて、リカレント教育に資するような講座を提供していただければと思います。

○構成員：先ほどから教育訓練給付についての質問を受けてのものなのですが、弊社は教育訓練給付金の対象講座をかなり持っています、この数値を見ていると山梨県の数値に驚いたのですが、特定と一般と分かれていると思うのですけれども、私どもが扱っているのが一般教育給付です。この数というのは分かりますか。269 あるのですけれど、この内的一般教育給付というのはどれくらいの比率になるのでしょうか。

○事務局：内訳はすぐにはお答えできないのですが、参考までに申しますと、両方を足せば269ですけど、特定一般というのは指定の数が少なくて、山梨県内で申しますと特定一般の指定講座はゼロになっておりますので、全国的には特定一般も確かにありますけど、ほとんどは一般の方と考えてよろしいかと思います。

○構成員：うちの生徒の中で多いのが、宅建士の講座、通学から通信まであるのですが、ウェートが高いのは宅建士と介護福祉士、実務者研修、こちらの講座がかなり利用者が多くて申請もありますけれども、実際にこれを見て驚いた。そんな状況です。

○構成員：質問というか、表の見方で1つ確認だけ。講座数が少ないというお話の中で、数字が記載されて「0、0、0」と入っている所と、ハイフン（-）で表記されている所がありますが、これは数字がゼロとあるところは、特定であったり、一般の対象の講座という見方でいいですか。

○事務局：はい、そうです。横線の所はその制度で該当にならない。

○構成員：あればこれだけの開拓の余地があるという形で考えることができます。意外と情報関係のところの講座があるのかなと思ったら、全く山梨は情報関係「0、0、0」になっているので、この表を見て思ったところでした。

○構成員：私も全国の中で数の少なさは驚きました。教育の分野でも確かに山梨県は学校の数も少ないですけれども、先ほど挙がっていた島根と福井辺りとここまで大きな差はないかなという感覚でいましたので、ぜひ開拓をしていただければと思います。

○議長：それでは、だいたい終了したということですけれども、私がやっぱり気になるのは、ポリテクの会議も、ここもそうですけど、訓練の現場といいますか、座学でもいいですけど、どんなふうに実施されているのか、それが見えない段階でこういう科目等が出てきて、やっていますという話になると、どんなふうに講義、講座組んでやっているのかなというのは、すごい不安がある。分からぬ上で議論をしていますから、本当はその辺がうまくかみ合うこと、こうすればいいなとか、また、認識がこっち側へ出て来ると思うのですね。ですが、この後、見学させてもらいますけれども、非常にいい機会だなと思っております。

さて、時間が来ましたので終了いたします。今議論があった内容に関しては、令和6年度以降の訓練計画に、ぜひ反映させていただけるように、山梨労働局にはよろしくお願ひいたします。

閉 会